

令和 7 年 4 月 吉 日

関係各位

茨城西南広域消防本部消防長

巡回立入検査の運用開始について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より消防行政につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当広域消防本部では、管轄内の一般住宅以外の建物に対し、関係者のご立会いのもと、定期的に立入検査を実施しているところでございます。

このたび、下記の建物（事業所）につきましては、火災危険度から関係者のご負担軽減を考慮し、「巡回立入検査」の運用を開始することとなりました。

つきましては、下記内容に基づき、消防車両および消防職員が巡回いたしますので、よろしくご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

なお、下記に該当しない建物につきましては、従来どおり事前にご連絡のうえ、関係者のご立会いをいただいて立入検査を実施いたしますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 対象建物 次のいずれにも該当するもの
 - (1) 延べ面積 500㎡以下の共同住宅（消防法施行令別表第一第5項ロ）
 - (2) 消防用設備等点検結果報告書（消防法第17条の3の3）が3年以内に消防署長に報告されており、かつ、報告内容に不備事項のないもの
- 2 対象範囲 古河市、五霞町、下妻市、八千代町、常総市（旧石下町）、坂東市、境町
- 3 実施日時 令和7年5月1日から令和8年3月31日 10時から16時の時間帯
- 4 検査方法 建物の外観目視による巡回検査
- 5 検査内容 建物の外観における火災危険及び消防法令違反の有無の確認
- 6 その他 火災危険が認められた場合、または消防法令違反が確認された場合には、関係者にご連絡させていただくことがあります。